

なぜベーシックサービスなのか



慶應義塾大学経済学部教授 井手 英策

～要旨～

本稿では、まず、国民の遂行すべき義務や社会的責任が、国家による救済や基本的人権とセットで論じられてきたこと、これが所得格差をめぐる人びとの価値観に大きく影響してきたことを明らかにする。そのうえで、自己責任を原則としてきた日本社会の経済的基盤が1990年代後半に崩壊したこと、その崩壊が近年の日本社会の分裂を加速させている現状について論じる。私は、以上の日本社会の窮状を「分断社会」と表現し、その分断を解消する方法として「ベーシックサービス」を提案してきた。本稿では、ベーシックサービスをすべての所得階層に無償で給付することと同時に、消費税を軸とした財源確保策について触れ、これらの組み合わせがいかなるメリットを持っているのかを論じる。また、それとあわせて、ベーシックインカム論や国債の増発によって財源問題を回避しようとする議論との違いがどこにあるのかについて言及する。

1 はじめに～「救済される者」が果たすべき義務

2017年1月、神奈川県小田原市で生活保護をめぐる行政の不祥事が起きた¹⁾。小田原市民であった私は、この問題を検討し、提言をまとめる会議の座長を務めさせていただいたのだが、そのなかで記憶に残るできごとがあった。

検討会議には、かつて生活保護制度を利用していた和久井みちるさんが参加されていた。和久井さんが強調されたのは、生活保護「受給者」ではなく、「利用者」として扱うべきだという視点だった。生活保護制度は国民の権利として法的に定められている。したがって、生活保護は受けるものではなく、権利行使、利用するもの、

というまなざしが大事だ、と指摘されたのだった。

和久井さんの主張は、私に大きな気づきを与えてくれた。それは、日本の福祉にはびこっている「不健全なまなざし」だった。生活保護をはじめ、介護、看護、養護といった具合に、命をささえる福祉の言葉には「まもる（護）」という字が入っている。そこから浮かびあがるのは、国や地方自治体、あるいは社会の構成員が「まもってあげている」という垂直的な目線である。反対に言えば、制度やサービスを利用者したければ、「まもってもらっている」「たすけてもらっている」という「恩着せがましさ」を引き取らなければならないということである²⁾。

生きることが権利として、当然のこととして「保障」されるのではなく、社会に「生きさせてもらっている」かのようなレトリックで語られているという現実——この気づきは、大正デモクラシー期に広く用いられた「社会連帯」という用語を私に思いださせた³⁾。今日の私たちの感覚からすれば、社会が連帯すると聞けば、リベラルな響きを感じる人が多いだろう。だが当時、この用語は、まったく異なる意味を持っていた。

内務省の囑託として日本の社会事業の発展に貢献した生江孝之は、「社会連帯責任は相互の責任であり義務である。然らば弱者も亦弱者としての最善の義務責任を尽すの観念が必要である……社会連帯責任とは片務的にあらずして相互責任であり、相互努力である」と言った。また官僚であり、社会政策の専門家でもあった永井享も、「(生存権、労働権、団結権などは)社会に対する各人の責任義務と相俟て発達しなければならないもの」と論じた⁴⁾。

以上が、ヨーロッパにいう「社会連帯」とは異なるものであることは一目瞭然だろう⁵⁾。戦前の日本にあって、社会連帯という言葉には、弱い立場に置かれた人たちの義務・責任がこめられていた。基本的な人権として生存の保障が論じられたのではなく、個人は社会という塊の一部である以上、救済してほしいのであれば、社会への義務・責任を遂行せねばならない、弱い立場にある人たちは、社会の構成員としての義務・責任を果たしてはじめて救済してもらえ、そういう論理構成になっていたのだ。

以上は戦前の古い話ではない。こうした「救済される者の義務」という発想は、戦後にも連続していた。東京大学で憲法学を担当した宮沢俊義は、生活保護をめぐる記述のなかで次のように論じている。『その利用し得る資産、能力

その他のあらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用する』ことを怠る」者は、『勤労の義務』を果たさない者であり、それに対しては、国は、生存権を保障する責任はない(宮沢(1980:278-79))。宮沢は、「勤労の義務」こそが生存権が保障される条件だと語っていたのである。

宮沢は、占領期に松本烝治が中心となってまとめた憲法草案の作成にかかわった人物であるが、宮沢とともに松本委員会に参画した法学者に河村又介がいる。「勤労の義務」の提唱者でもある河村は、こう言った。「勤労は国家のために働くことではなしに、働かざるものは食ふべからず式の考へであり、従って働きたる者は生存権を保障せられねばならぬと云ふ考へである⁶⁾」と。ここでもまた、勤労の義務こそが、生存権が保障されるための前提条件となっている。そう、「まもってあげる」「たすけてあげる」という垂直的なまなごしの裏側には、日本社会に深く根を張った「救済される者の義務」が存在しているのである。

2 まずしくなっても働く社会

救済されることは後ろめたいこと、また、救済される権利があっても、まずは社会に対する義務(ここでは勤労の義務)を果たさなければならぬ—こうした日本社会の価値観は、驚くべきデータとなってあらわれる。ここではふたつの印象的な数字を確認しておきたい。

OECD Family Database と厚生労働省『全国母子世帯等調査』を突き合わせてみると、日本のひとり親世帯、とりわけ母子世帯の就労率は先進国で第3位であることがわかる。一方、ひとり親世帯の収入は、両親と子どもがいる世帯とくらべると約33%の収入しかないうえ、同世帯の相対的貧困率はOECD加盟国で1番高い。

勤勉に働く人の割合が多いのに、貧困率が高いのは明らかに奇妙な話である。ここで図1を見てみよう。これはひとり親世帯の相対的貧困率を親が働いている場合と、働いていない場合とに分けて見てみたものである。常識的に考えてみれば、職のない世帯よりも、職のある世帯の方が貧困率は低いはずであろう。ところが、不思議なことに、日本のひとり親世帯では、勤労することによって、反対に相対的貧困率が高まっていることがわかる。

理由は簡単である。ひとり親世帯の約9割を占める日本の母子世帯では、母親が働いて得られる収入より、生活保護で得られる収入のほうが多いからである。シングルマザーは、子どもの送迎や食事の準備等が必要であり、正社員として終日働くことがむづかしい。結果、非正規で仕事をかけ持ちするしかないが、そこで得られる収入は生活保護収入に追いつかないのである⁷⁾。

勤労が貧困と結びつく社会は異様である。日本弁護士連合会の生活保護問題全国対策会議によると、生活保護を利用する権利のある人たち

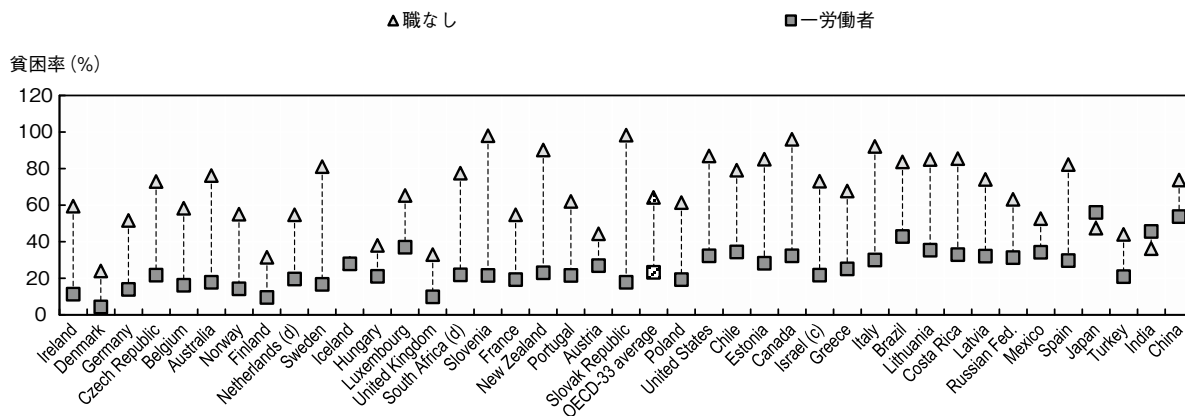
のうち、スウェーデンであればその8割、フランスならば9割が当然の権利として制度を利用する。ところが、日本では2割にも満たない人たちしか生活保護を利用していないという（生活保護問題全国対策会議編（2011））。

貧しさに苦しんでも人様のご厄介にはなろうとはせず、生活保護を利用しようとしない人びと。まるで「勤労の美德」が「不勤労の不道德」と背中あわせになっているかのようである。

もうひとつ、別のデータを見てみよう。アジア通貨危機が起きた翌年の1998年、失業者数はいきなり50万人増えた。同時に、たった1年で自殺者数は8000人以上増え、以後、10年以上にわたって3万人を突破し続けた。自殺者の大部分は40～60代の男性であった。家族の暮らしや住宅ローンを抱え込んだ男性労働者は、生活保護や失業保険に頼り、人様のごやっかいになることよりも、死ぬことを選択したのである。

こうした選択は日本社会の歴史的な性格と深くかかわっている。明治初期に「恤救規則」と呼ばれる貧民救済の仕組みが整えられた。原則は自助、共助であり、相互扶助の枠からこぼれ

図1 ひとり親および子どもひとり以上世帯の相対的貧困率



(出所) OECD, Family Databaseより作成

れ落ち、放置すると死に至る人たちに限定して米（のちには現金）を給付することで、公助の最小化が企図された。給付にはきわめて厳格な条件が課されたが、「救済は人間をダメにして、怠惰な民を生み出す」「救済はできるだけ小さくし、自己責任と自助努力で生きていくのが当然だ」という「惰民観」に寄って立つ批判が後をたたなかった。

この惰民観は、生活保護問題であれ、失業問題であれ、現代でも人びとの自己規律の明確な基準となっている。そしてそれが、生活保護や失業給付の利用率の低さとなってあらわれているのである。

3 変質した「一億総中流」

自殺者が急増した1998年は、日本社会の転換点といってよい。非正規労働を中心として、働く女性の数が急速に増え、共稼ぎ世帯数は、専業主婦世帯数を2倍を上回るに至り、夫婦二人で働くのが平均的な勤労者世帯像となった（労働政策研究・研修機構（2021））。端的に言えば、一人ではなく、二人で働く社会に変わったわけだが、総務省『家計調査』によると、97年をピークに世帯収入は下落を続け、その後、回復の軌道にはのったものの、2020年の時点で、97年の実収入をいまだに超えられずにいる。

厚生労働省『国民生活基礎調査』を見てみると、令和元年調査において、世帯収入300万円未満の層が全体の31%、400万円未満の層が45%を占めている。これは平成元年とほぼ同じ比率である。いわば30年以上の年月を経て、低所得層の割合は、平成の最初期に戻ってしまったわけである。

私たちは、老後や病気の備え、教育費、住宅取得費などのために貯蓄を行なっている。ところが、金融広報中央委員会の調査によると、2人

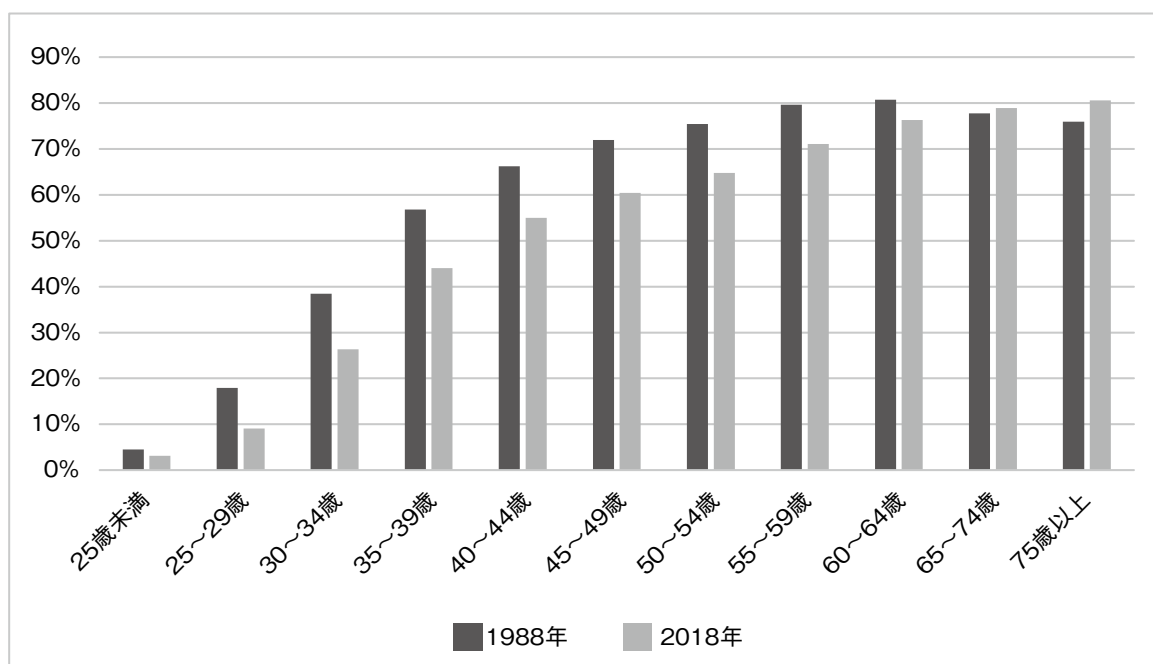
以上で暮らす世帯の3割、ひとりで暮らす世帯の5割が貯蓄なし、と答えている（金融広報中央委員会（2020））。平成元年には先進国4位だった一人あたりGDPも、いまでは22位である。あえて言えば、発展途上国の一歩手前という状況である。

客観的に見て、30年あまりの平成の時代を経て、私たちは貧しくなった。勤労し、儉約し、将来不安に自己責任で備える、この社会的な義務を果たそうにも果たせない人たちが大勢あらわれた。ところが、惰民観が根強く存在し、人様のご厄介になることを良しとしない日本社会にあって、低所得層に「転落」することを人びとは恐れているように思える。というのも、自らの所得の減少を「階層」の移動とは切り離して考えたがっているからである。

ある内閣府調査によると、回答者の9割以上が自分の暮らしぶりを「中」と答え、「下」と回答した人たちはわずか4%しかいない（内閣府（2019a））。この数字は明らかに奇妙である。2020年に発表された相対的貧困率が15.4%であることを考えれば「下」と答える人がもっとよいはずである。あるいは、世帯収入が300万円といったとき、税引き後の手取りが240万円程度であることを考えたとき、全体の3割が「下」と答えてもおかしくないかもしれない。

注意すべきは、この「一億総中流」を思わせる以上の現状は、その中身において、過去のそれとは明確に異なっている点である。別の内閣府の資料を見てみると、平成の間に、食料、アルコール、衣類などの消費が削減ないし、横ばいで推移し、かわりに通信費とパソコンやスマホの消費が膨らんだことを知るができる（内閣府（2019b））。また、図2にあるように、持ち家比率も64歳以下の層すべてで大きく減少していることがわかる。

図2 年齢階層別持ち家率



(出所) 総務省「住宅・土地統計調査」より作成。

所得の減少やライフモデルの変化におうじて、結婚や出産が控えられていることは周知の事実であるが、くわえて平成のあいだに、持ち家をあきらめ、食べるもの、着るものを安価な商品で我慢しなければならなくなった。必死に節約を重ねて、インターネットへのアクセスを維持することで、なんとか中流に踏みとどまっていると信じていた人たちであふれた社会。それがいまの日本社会の現状、「一億総中流」の現実なのである。

4 すべての人に安心を

直感的に言って、こうした状況では、中間層の政治的関心が低所得層に向かうはずがない。なぜなら、まず優先すべきは、どこかにいるだけかの暮らしではなく、自分自身の生活の防衛に決まっているからである。

もちろんこれは憶測ではない。「国際社会調査プログラム (International Social Survey

Programme)」を見ると、「日本は格差の大きな国か」「格差を小さくするのは政府の責任か」「失業者の生活を支えるべきか」、これらの質問に賛成する日本人の割合は、他国とくらべて明らかに少ない。あるいは OECD の報告書によれば、低所得層に現金を給付し格差を小さくする力も、富裕層に課税して格差を小さくする力も、いずれも先進国のなかで最低レベルにある (OECD (2014))。

現在の日本社会は、困っている人たちへの配慮や寛容さを失くしつつある。哲学者アクセル・ホネットは、他者から認められたいという人間の欲求、すなわち「承認」のかたちを以下のように整理した (ホネット (2014))。

まず、家族や友人から無条件の愛情を受けているという確信を持つと、自分への信頼を手に行ける。第二に、法の下で等しく取り扱われ、権利を与えられ、責任能力を持つことで、承認されていることを感得できる。第三に、所属す

る集団のなかで、自分の能力が適切に評価されることも承認の重要な条件である。

1998年以降、非正規雇用化と所得の減少が急速に進むなか、男性労働者が家族のもとに戻るのではなく、死を選んだ事実を指摘した（＝愛の喪失）。また、雇用の不安定化は、自分の属していた集団からの排除、あるいは能力にふさわしくない評価と結びついた（＝評価の喪失）。だからこそ、人びとは、結婚や出産、消費をあきらめつつ、勤労と儉約に励む一方、そうした道義的な責任を果たしていないと思われる人たち（＝社会的に弱い立場に置かれた人たち）への無関心さを強めつつある。

私はこうした社会状況を「分断社会」と表現してきた（井手・古市・宮崎（2016））。では、どこにこの閉塞状況の突破口があるのか。『世界価値観調査（World Values Survey）』という調査を見てみると、「国民みな安心して暮らせるよう国は責任を持つべき」という質問に対して、8割近い回答者が賛成している。答えは明確である。特定の層ではなく、自分も含めたすべての人たちが幸福になれる社会、これこそが国民の求める社会像なのである。

一般的に考えれば、弱い立場にある人たちを助ければ、所得格差は小さくなる。あるいは富裕層への課税を強化すれば所得格差は小さくなる。だがこの見かたはシンプルすぎて、私の専門である財政社会学では支持されない。

財政社会学者モニカ・プラサドは、格差の小さな国では、金持ちへの重税、貧しい人への給付でそれを実現したのではないと明言した（Prasad（2019））。現実を見れば、富裕層の数は少ないから、そこへの課税だけでは、格差の是正に十分な財源を手にはできない。だからヨーロッパの国では、低所得層も納税者になる付加価値税（日本でいう消費税）をたくみに利用した。

だれもが負担者となることで豊富な税収を確保し、中間層も含めた暮らしの保障と、貧しい人たちの命の保障をバランスよく実現することで所得格差を小さくしてきたのである。

5 ベーシックサービス～「弱者を生まない社会」へ

みな痛みを分かちあいながら、中間層も含めた幅広い層を「受益者」にし、貧しい人たちの命「も」同時に支えていく。私は、この方向性をさらに推し進め、「ベーシックサービス」という考えを提案してきた。

このアイデアのベースにあるのは、社会学者マニエル・カステルの議論である。カステルは、「収入面における伝統的な不平等は、保健、教育、文化諸施設の型や水準を通じて……一定の集合的諸サービスへの接近可能性と利用にかかわって生じる新しい社会的分裂の中に表されている」と指摘した（カステル（1989:21））。これに従えば、所得格差それ自身が悪なのではなく、所得格差が存在することによって、生存や生活に必要なサービスにアクセスできない人たちが発生することが問題だ、ということになる。

ただし、各人の家族構成や生活環境が多様であるとするれば、所得制限を設けてしまうと、その後でサービスにアクセスできない人を生んでしまう可能性がある。また、高い所得水準にあった人たちが、精神的な疾患を抱えたり、大きな病に襲われたりして、急激に所得を落とすこともありうる。ところが、こうした人たちが生活保護や失業給付といった救済のための制度に頼らずに、苦しみを内面化し、抱え続けることは、すでに指摘したところである。

したがって、アクセス格差を解消するためには、すべての人びとに対して、生存が可能となる水準の現金を給付するか、サービスへのアク

セスを保障しなければならないであろう。私は、いわゆるベーシックインカムではなく¹⁰⁾、医療・介護・教育・障がい者福祉、これらの万人が必要とする／必要としうるサービスを「ベーシックサービス」と位置づけ、これをすべての人たちに所得制限なしで給付することを提案してきた。

ベーシックサービスは、近年、世界的に注目されつつあるが(Cotte & Percy (2020)、Gough (2019))、現実の政治の現場で明確に語られている国は日本だけである¹¹⁾。そこで、以下、このアイデアの強みを掘り下げて説明しておきたい。

まず、ベーシックサービスは、すべて人びとの生活を保障する仕組みである。端的に言えば、病院、介護、大学、障がい者福祉といったサービスがすべての階層に、無償で提供されるということである。これは、何人子どもを持とうが、何歳まで生きようが、いつ失業をしようが、生活の基礎的な部分に不安を持たずに生きていけることを意味している。

ベーシックサービスを無償化していくと、生活保護のなかの医療扶助、介護扶助、教育扶助が不要になる。つまり、日本社会において大きな障害となっている「救済される領域」は格段に小さくなり、反対にサービスを利用する「権利」の領域が大きくなるということである。勤労と儉約によって貯蓄を増やし、自己責任で将来不安に備える社会は終わる。だれもが堂々と病院に行き、介護を利用し、大学に行ける社会、別言すれば、「弱者を救済する」から「弱者を生まない」へと公正の理念は転換されることとなる。

もちろん、命の保障は不可欠であるから、飲食費や光熱費にあてられる生活扶助、現金給付は残らざるを得ない。しかし、無償化によって、医療扶助等が不要になり、2兆円近い財源が生まれ、さらには、所得審査をなくすことで公務

員の業務もかなり負担が軽減される。これらの予算を生活扶助の充実や住宅手当の創設、失業給付の拡充、児童虐待の防止等にまわせば、「品位ある命の保障 (decent minimum)」が可能になる。

ちなみに、ベーシックサービスの「なにがベーシック」なのかを一義的に決定することはむづかしい。この点を認めたくえ、ひとつだけ付けくわえておきたいことがある。ドイヨルとゴフの研究にしたがえば、「肉体的な自律」と「精神的な自律」を可能にするものがベーシックなニーズだと定義される(ドイヨル&ゴフ(2014))。したがって、医療、介護、障がい者福祉といった肉体的な自律に必要なサービス、あるいは教育のような精神的な自立に不可欠なサービスがひとまずはベーシックサービスに分類されることになる。

しかし、たとえば、教育をどの水準まで保障するのか(高校までか?大学までか?大学院までか?)、義務教育であったとしても給食費や学用品費も無償化するのか、といった程度の差は必ず生まれる。したがって、ベーシックサービスを無償化すると主張しても、政党や論者によって、その範囲はそれぞれのロジックで正当化されることになる。概念的にはあいまいさを残すこととなるが、それは同時に、ベーシックサービスが民主主義を不可欠の要件とすることとかわっている。この点は最後にあらためて述べることとする。

6 民主主義の再生とベーシックサービス

以上の提案においてもっとも大きな問題は、「必要な財源をどうするか」、であろう。結論だけいえば、消費税をもう6%あげ、16%程度にすれば、すべての人たちの医療・介護・大学教育・障がい者福祉が無償化され、さらに義務教

育の給食費や学用品費等もタダになり、若い介護労働者や、幼稚園や保育所で働く人たちの給与も引きあげられる。さらには、地域に伏在するさまざまな問題に対処するための支援拠点作り、そのための人員確保も可能になる。

むろん増税を消費税だけで行う必要はない。だが、これを富裕層向けの所得課税や大企業向けの法人課税だけで埋めようとすれば、驚くほどの高い税率が必要となる。また、内部留保への課税でも対応できないことも別の場所ですでに指摘したところである¹²⁾。したがって、消費税の増税をベースに、これを富裕層や大企業向けの課税と組み合わせていくことがもっとも合理的な選択肢となるだろう。

消費税は貧しい人たちに痛みを与えるという批判がある。だがそれは、制度設計による。私の場合は、「品位ある命の保障」で創設される住宅手当によって、低所得層は、消費税の負担以上の給付が受けられる。これに、医療、介護、子どもの教育の費用をまったく心配なくてよい社会が加わる。ツケを次世代に丸投げせず、痛みと喜びを分かちあい、だれもが将来不安から自由になれる社会は、私たちが負担をいとわなければ、作れるのである。

むろん、借金で必要な財源をまかなうという選択肢はありうる。また、財源問題から解放されるとすれば、サービスではなく、現金をすべての国民に、すなわちベーシックインカムを採用するという方法もありうるだろう。だが、このいずれか、あるいは双方の組み合わせは、選択肢たりえない。

そもそも、ベーシックサービスとベーシックインカムとでは、なにが違うのだろうか。それは、「実現可能性」である。2020年の特別定額給付金を思いだせばよい。一律10万円の給付は13兆円の予算を必要とした。一方、一昨年の幼保無

償化は約9000億円であった。ベーシックインカムと違って、ベーシックサービスは必要な人しか利用しないため、はるかに低コストですむのである。

ここで、母一人、子一人の「ひとり親世帯」を考えてみたい。13兆円あれば、先の給付金のように年間20万円の現金がこの世帯に給付される。だが、大学の授業料は、平均400万円かかる。20年貯蓄してやっと1人分の学費になる計算である。不要な人たちにも現金は配られるが、幼稚園を出た人が再び入り直すことはない。この差が巨額の財源の差となって跳ねかえってくる。

同じ13兆円をベーシックサービスと品位ある命の保障で対応すればこうなる。大学、介護、障害者福祉を無料にし、医療費の現役世代の自己負担も現状の3割から半減できる。あわせて、住宅手当を創設し、月額2万円を全体の2割、1200万世帯に給付し、リーマン危機時に350万人に達した失業者を念頭に月額5万円を給付することもできる。これで13兆円だ。最低生活保障を徹底しながら、全体の生存・生活コストを思い切って軽減する政策と、富裕層にも10万円配る政策、どちらが効果的だろうか。

ILOはベーシックインカムを実施すれば、GDPの2～3割のコストがかかると試算した。仮に、一部で提案されるように、月額7万円の給付を行えば、それだけで国の予算とほぼ同じ100兆円の財源が必要となる。消費税なら税率が45%に跳ねあがる計算である。既存の社会保障をベーシックインカムに置きかえる戦略はどうか。医療費や介護費は10割自己負担になる。年金も消失して7万円の給付に変わり、生活保護は12万円から7万円に下がる。では、毎年100兆円を借金する案はどうか。急激な円安が進み、ハイパーインフレという「見えない増税」が次世代を直撃するだろう。

以上の実現可能性だけではなく、ベーシックインカムや借金に頼った政策には、重大な欠陥が存在する。それは、ベーシックサービスと税を結びつけた政策と違って、前者は「民主主義」を骨抜きにしてしまうという問題である。

ベーシックサービス+税という組み合わせでは、必要なサービス、基礎的なサービスは何かを議論し、どの税で、だれにどの程度の負担を配分していくのが公正なのかを論じあわなければならない。一方、ベーシックインカム+ (or) 借金という組み合わせの場合、議論は必要ない。なぜなら、人びとの欲求にのみ従い、財源を無視して、全員に現金をばら撒けばすむからである。

そもそも、財政を危機に陥らせるリスクまで背負って現金を配るという判断は、将来世代の負担を荷重にするリスクがあるうえ、機能不全化した自己責任社会を温存することになる。現金を渡すからあとは自己責任で、という図式は変わらないからである。この点は消費減税による現金の還付も同じである。

札束を突きつければ喜ぶのが人間か？ 次世代の負担を度外視して、いまの国民の歓心を買うのが正しい政治か？ 私はそうは思わない。同じ社会を生きる仲間たちが連帯し、痛みを分かちあいながら、自分と他者の幸福を調和させる、そんな人間の顔をした、分厚い社会を生みだすべきだと考える。最終的に問われるのは、理論や主張の背後にある人間観であり、社会観なのである。

※ 本稿は、井手（2020）（2018）の内容を再構成したものである。

【注】

- 1) いわゆる小田原生活保護ジャンパー問題である。詳細については、生活保護行政のあり方検討会（2017）にある第1回会合の資料2を参照せよ。
- 2) 生活保護は英語で public assistance である。assistance の語源はラテン語の assistere で、この言葉には、stand by、take a stand near という意味がある。私たちが上から目線のニュアンスをこめたのとは対照的に、英語では、「そばにいる」という真っ平らなイメージで語られている。
- 3) 大正デモクラシー期の社会連帯については、富江直子（2007）の第3章を参照せよ。
- 4) 引用は富江前掲書。
- 5) シャルル・ジッドとレオン・ブルジョアの翻訳書において、solidaristes を「連帯主義者」ではなく「連帯責任主義者」、solidarité という単語を「連帯」ではなく、「連帯責任」と訳されたことは象徴的である。
- 6) 憲法問題調査委員会議事録はネット上で確認できる (https://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/02/002_24shoshi.html)。
- 7) ちなみに、『全国母子世帯等調査』によると、非正社員における母子世帯の就労年収は200万円未満が全体の86%を占めている。
- 8) 恤救規則をめぐる議論のなかで大久保利通は、「惰民の助長」や「濫救の弊」を恐れ、公布の取り消しを求めたし、内務官僚井上友一は、地方長官に説明を行ったとき、「濫救の結果惰民助長の弊あらんことを憂ひたるの跡頗る顕著なるものあり」と回顧した（井上（1909:168-169））。
- 9) 紙幅の都合から割愛したが、失業給付もまた、先進国のなかで給付対象から漏れている失業者がきわめて大きいことが知られている（大沢（2009））。
- 10) ベーシックインカムの問題点については井手（2019）を参照されたい。

- 11) 公明党、立憲民主党および国民民主党の代表がそれぞれベーシックサービスの無償化について言及している
- 12) 詳細については井手 (2018) の第 5 章をご覧ください。

【参考文献】

- 井手英策 (2020) 「社会はなぜ引き裂かれたのか～零落する勤労国家」『公法研究』第 82 号。
- 井手英策 (2019) 「財政とベーシックインカム」佐々木隆治ほか編『ベーシックインカムを問い直す～その現実と可能性』法律文化社
- 井手英策 (2018) 『幸福の増税論 財政はだれのために』岩波書店
- 井手英策・古市将人・宮崎雅人 (2016) 『分断社会を終わらせる～「誰もが受益者」という財政戦略』筑摩書房
- 井上友一 (1909) 『救済制度要義』博文館
- 大沢真理 (2009) 「失業給付を受けない失業者～日本の比率は主要国で最高レベル」『学術の動向』公益財団法人日本学術協力財団
- カステル、マニユエル (1989) 『都市・階級・権力』法政大学出版局
- ジッド、シャルル&ブルジョア、レオン (1932) 『社会連帯責任主義』日本評論社
- 生活保護行政のあり方検討会 (2017)
<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/welfare/p-cassi/p22170.html>
- 生活保護問題対策全国会議編 (2011) 『生活保護「改革」～ここが焦点だ!』あけび書房。
- 金融広報中央委員会 (2020) 『家計の金融行動に関する世論調査』
- 富江直子 (2007) 『救貧のなかの近代日本－生存の義務』ミネルヴァ書房
- ドイヨル、レン&ゴフ、イアン (2014) 『必要の理論』勁草書房

- 内閣府 (2019a) 『国民生活に関する世論調査』
- 内閣府 (2019b) 『令和元年度 年次経済財政報告』
- ホネット、アクセル (2014) 『承認をめぐる闘争・増補版～社会的コンフリクトの道徳的文法』法政大学出版局
- 宮沢俊義 (1980) 『全訂 日本国憲法』日本評論社
- 労働政策研究・研修機構 (2021) 「早わかり グラフで見る長期労働統計」<https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/html/g0212.html>
- Anna Cotte & Andrew Percy, 2020, The Case for Universal Basic Services, Polity.
- Ian Gough, 2019, Universal Basic Services: A Theoretical and Moral Framework, The Political Quarterly, Vol.90, No.3.
- Monica Prasad, March 7, 2019, New York Times
- OECD, 2014, Trends in Income Inequality and its Impact on Economic Growth, OECD Social, Employment and Migration Working Papers, No. 163.

いで えいさく

1972 年生まれ。東京大学大学院経済学研究科博士課程修了。専門は財政社会学。総務省、全国知事会、全国市長会、日本医師会、連合総研等の各種委員、朝日新聞論壇委員、毎日新聞時論フォーラム委員などを歴任。

【主著】

Worlds of Taxation: The Political Economy of Taxing, Spending and Redistribution since 1945, co-editor with Gisela Huerlimann and W. Elliot Brownlee, Palgrave Macmillan, 2018. *Debt and Deficits in Industrialized Democracies*, co-editor with Gene Park, Routledge, 2015. *The Political Economy of Transnational Tax Reform: The Shoup Mission to Japan in Historical Context.*, co-editor with W. Elliot Brownlee and Yasunori Fukagai, Cambridge University Press, 2013 ほか多数。
